

令和5年7月31日  
文部科学省  
高等教育局大学教育・入試課

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示案に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

「大学設置基準等の一部を改正する省令案及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示案」について、令和5年5月18日から令和5年6月16日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計4件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>大学設置基準に新設する第55条第2項において「当該学科において授与する学位の種類及び分野と当該学部における他の学科において授与する学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科」との規定があるが、学位を授与するのは大学であって学科ではないのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、該当の箇所については「当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部における他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科」と案文を修正します。</p>
<p>現行制度に基づき2024年度設置に向けて準備を進めている大学は、既に事前相談等必要な手続きを行っているところである。</p> <p>このような場合であっても、その計画内容が本改正の内容と同様に、研究科内の一般の専攻と学位の種類と分野が同一であれば、開設と同時に教員の兼任等が認められるようお願いしたい。</p>	<p>今回の改正については公布日施行となりますので、2024年度設置に向けて必要な手続きを進めていただいている各大学におかれても、施行日以後に行おうとする国際連携学科等の設置の認可の申請及び届出について、改正後の省令及び告示の規定を適用することが可能です。</p>
<p>制度の見直しに伴い、審査に必要となる申請書類・資料準備の軽減を図ってほしい。</p>	<p>国際連携学科等の設置の認可申請等に係る提出書類については、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）に基づいて定められており、今回、同令の改正は予定しておりませんが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>今回の改正内容については概ね賛成するが、基幹（専任）教員の数について、小規模JDPを設置する場合においても、母体となる学部等と同等の数の専任教員数を必要とすることが合理的でないように思う。従来は、母体となる学部等の修了定員の二割を超えない範囲で定められていたことから、小規模JDP設置の場合には必要専任教員数も母体となる学部等の専任教員数と同数を求めなくともいいのではないかと考える。特に、医学系・歯学系の博士課程では他の分野よりも必要専任教員数が多く、現状のままでは収容定員の数倍の専任教員が必要となる可能性もあり、その見直しが必要と考える。</p> <p>今回の改正通り専任教員の兼務を認めつつ、小規模JDPの場合の必要専任教員数の削減について、見直しの検討を希望する。</p>	<p>今回の改正においては、一定の要件を満たす国際連携学科等の基幹（専任）教員は、当該学科等を置く学部等に置かれる他の学科等の基幹（専任）教員がこれを兼ねることができることとしたものであり、小規模の国際連携学科等を設置しようとする場合にも、母体となる学部等の教育資源を柔軟に活用し得ることとなるものと認識しています。</p>